

## 社会福祉法人北方町社会福祉協議会ホームページ広告掲載要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、北方町社会福祉協議会ホームページ広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に基づく広告の取扱いについて、必要な事項を定める。

### (広告の掲載位置及び枠数)

第2条 要綱第3条に規定する広告の位置及び枠数は、原則として次のとおりとする。

- (1) 広告の位置 トップページ下部
- (2) 広告の枠数 8枠

### (広告の基準)

第3条 要綱第4条8項に規定するホームページに掲載する広告として適当でないと北方町社会福祉協議会（以下「北方町社協」という。）が認めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 社会的批判を招くおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの
- (3) 教育的又は健康的な配慮が欠けているもの
- (4) 消費者保護の観点から配慮が欠けているもの
- (5) 北方町社協の円滑な事業運営に支障をきたすおそれのあるもの
- (6) その他事務局長が適当でないと認めたもの

### (広告の種類)

第4条 要綱第5条第1項の規定による広告の種類が、バナー広告とする。

### (広告の規格)

第5条 要綱第5条第2項の規定による広告の規格は、原則として次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦60ピクセル×横120ピクセル
- (2) 形式 GIF（アニメ不可）、JPEG
- (3) データ容量（1枠）5KB以下

(広告の禁止表現)

第6条 広告の表現は、ユニバーサルデザインの理念に沿ったものとし、要綱第5条第3項の規定による広告の禁止表現は、原則として次に掲げるものとする。

- (1) 閲覧者の意志の反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの  
(例)「閉じる」「キャンセル」等の表現、ラジオボタン等
- (2) 閲覧者に不快感を与えるおそれのあるもの  
(例)文字色と背景色のコントラスト(明度差)が強いもの等
- (3) 実際に機能しないもの  
(例)入力できるように見えるテキストボックス、下に選択肢があるように見えるプルダウンメニュー等
- (4) 閲覧者が北方町社協に関する情報と錯誤するおそれがあるもの  
(例)「北方町社協福祉情報」等の表現
- (5) その他の広告の表現として適当でないと事務局長が認めるもの

(広告の掲載料)

第7条 要綱第10条第1項の規定による広告掲載料は、別表1のとおりとする。なお、広告主は広告掲載料を北方町社協が指定する期日までに一括前納しなければならない。

(広告掲載料の返還)

第8条 既納の広告掲載料は返還しない。ただし、広告主の責めに返すことができない理由により広告を掲載できなかった時は、この限りではない。

附 則

この要領は、平成29年7月1日から施行する。

別表1

広告掲載月	掲載料金
4月1日～9月30日	10,000円
10月1日～3月31日	10,000円